

名誉会員選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、会則の規定に基づき、名誉会員選出に関し、必要な事項を定める。

(要件)

第2条 名誉会員となることのできるものは、次の各項に掲げる基準を満たし、推薦時に満70歳以上のものとする。

- (1) 理事長経験者
- (2) 本会の理事、監事を努め、かつ評議員を10年以上委嘱されたもの
- (3) 顕著な学問業績など、本会に特段の貢献をしたもの
- (4) 本学会の設立に当たって特段の貢献があったもの

(国外在住者の要件)

第3条 国外の在住者で名誉会員となることのできるものは、推薦時に70歳以上で、次の各項に掲げた基準のすべてに該当するものとする。

- (1) 国際交流上重要と思われる者
- (2) 本会における講演等の実績
- (3) 本会会員の臨床および研究指導等の実績

(推薦の受付)

第4条 理事長が期日を指定して所定の様式により名誉会員の推薦を受け付けるものとする。

所定の様式は次のものとする。

- (1) 推薦書
- (2) 被推薦者の履歴書

(称号の授与)

第6条 理事長は理事会の議を経て、評議員会に諮った後、名誉会員の称号を授与する。

(恩典)

第7条 名誉会員には次の恩典が与えられる。

- (1) 総会における称号の授与
- (2) 会費免除の恩典

(死後の授与)

第8条 死後の授与については、理事長が理事会に諮り決定する。

(英文表記)

第9条 本会名誉会員の英文表示は Honorary Member of the Japanese Society for Cerebellum and its Disorders とする。

(改定)

第10条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2023年3月25日から施行する。

謝金細則

(総則)

第1条

- 1 この細則は、会則に基づき、謝金等に関し、必要な事項を定める。
- 2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(定義等)

第2条

- 1 この細則において、謝金とは、日本小脳学会(以下「学会」という。)が主催する学術集会・シンポジウム等において、講演者・講師等に支払われる金銭をいう。
- 2 学会が、官公庁・団体・民間企業等から受託した業務を処理するために支払われる金銭の取扱いは、受託業務取扱細則で定める。

(支払対象者)

第3条 この細則による支払対象者は、学会員以外とする。

(謝金の種類)

第4条 謝金の種類は、次の通りとする。

(ア)講演料：講演の実施の報酬として支払う金銭

(イ)交通費・宿泊費：講演等にかかわる交通費、宿泊費として支払う金銭

(謝金の額)

第5条

- 1 講演に関する謝金の額は、別表(1)を基準とする。
- 2 これらの謝金については学術集会運営委員会（学術集会の大会長が委員長を務める）で審議し、理事会の議を経て決定・変更することができる。
- 2 交通費・宿泊費は、実費相当を支払うものとする。

(領収書の收受)

第6条 謝金を支払った場合には、本学会は謝金の支払対象者から領収書を收受しなければならない。銀行振込による支払いの場合は、この限りではない。

(補則)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則(令和5年3月24日理事会議決) この細則は、令和5年3月25日に制定したもので、この日から施行する。

別表(1) 謝金の額

・講演:一回当たり 3万円